

平成26年度
北国の省エネ・新エネ大賞
(エネルギー開発・利用・普及優良事業者等北海道経済産業局表彰)
応募要領

本表彰は、「エネルギー開発・利用・普及優良事業者等北海道経済産業局長表彰実施要領」に基づいて行われるもので、北海道においてエネルギーに関する開発・有効利用及び普及に関し、著しい成果及び功績があり他の模範となる組織、個人を表彰することによって、省エネルギーの推進、新エネルギーの導入を加速させることを目的として実施するものです。

1. 募集部門

次の5つの部門について、部門①～④は組織、⑤は組織及び個人を対象に募集します。
各部門とも、省エネルギーと新エネルギーの複合型も応募できます。

①節電部門

省エネルギーの取組又は新エネルギーの活用により、節電となったもの。

②開発・製造部門

省エネルギー又は新エネルギーに関する技術・製品（サービスを含む）の開発・製造に貢献したものの。

③有効利用部門

省エネルギーの取組又は新エネルギーの活用により、エネルギーの有効利用に貢献したものの。

④普及拡大部門

省エネルギー又は新エネルギーに関する技術・製品（サービスを含む）の普及拡大に貢献したものの。

⑤啓発普及部門

省エネルギー・新エネルギーの啓発普及活動に関して、地域の振興又は技術の向上を促進するために特に推奨すべきもの。

※省エネルギーとは、省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）第2条第1項に規定するエネルギー（燃料、熱、電気）を効率的に使用することをいいます。
※新エネルギーとは、新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法第2条に規定する太陽光・熱、風力、バイオマス、雪氷熱、温度差熱等、及びヒートポンプ、天然ガスコージェネレーション、燃料電池、クリーンエネルギー自動車、廃棄物発電等の革新的なエネルギー高度化利用技術により得られるエネルギーをいいます。

2. 応募方法

①所定の応募用紙（「応募申請書」「応募内容説明書」及び「活動内容詳細書」）に必要事項を記入し、締切までに郵送又は持参により事務局へ正本1部とコピー5部を提出して下さい。

②自薦・他薦を問いません。

③共同で取組を行っている場合は、共同で応募することも可能です。

【締切】平成26年 9月30日（火）17：00 必着

3. 審査方法

(1) 審査評価項目、審査方法及び審査委員会

①審査評価項目は、募集部門①、②、③、④については次の i～v の5項目、募集部門⑤については次の ii～v の4項目により総合的に審査いたします。

- i) 寄与度及びその根拠
- ii) 先進性・独創性
- iii) 汎用性・波及性
- iv) 継続性・持続性
- v) 地域貢献度

②審査は、学識経験者等で構成する「選考委員会」において行います。

③審査に際して、応募内容に関する補足資料等をいただく場合があります。

④次の選考欠格事項に抵触する場合は、選考対象から除外となります。

【組織】

- i) 過去3年以内にエネルギーの使用の合理化に関する法律、電気事業法その他エネルギーに係る法令に違反したもの
- ii) 過去3年以内に公害問題等その他組織の責任により社会問題となったもの
- iii) 過去3年以内に重大な人身事故、設備事故又は災害を発生したもの

【個人】

- i) 過去に重大な法令違反があったもの
- ii) 所属する組織が、過去3年以内にエネルギーの使用の合理化に関する法律、電気事業法その他エネルギーに係る法令に違反したもの
- iii) 所属する組織が、過去3年以内に公害問題等その他組織の責任により社会問題となったもの
- iv) 所属する組織が、過去3年以内に重大な人身事故、設備事故又は災害を発生したもの（自己の責任権限以外のもは除く）

(2) 通知、公表等

①平成26年11月中旬に受賞者へ通知いたします。また、当局のホームページ等で受賞者名と功績を公表します。選外となった応募についてもその旨通知いたします。

②審査期間中は、審査に関する問い合わせは、一切お受けできません。

4. 表彰

①審査により特に優秀と認められる応募に対して、原則として次のとおり北海道経済産業局長表彰の被表彰者として選考し、表彰状を授与します。

<受賞者数>

| 部門 | 省エネルギー、新エネルギー、省エネルギー及び新エネルギー |
|-------------|------------------------------|
| (1) 節電部門 | 若干数 |
| (2) 開発・製造部門 | 若干数 |
| (3) 有効利用部門 | 若干数 |
| (4) 普及拡大部門 | 若干数 |
| (5) 啓発普及部門 | 組織：若干数 個人：若干数 |

②表彰式は、平成26年12月に実施する予定です。

5. その他留意事項

①表彰決定後に、本表彰の目的を損なうような行為、応募内容に関する虚偽の記載等の不正行為が判明した場合には、受賞を取り消すと共に、その旨を公表することがあります。

②応募申請書及び審査時に応募者から得た情報は、本事業の目的以外に使用いたしません。

なお、特に守秘を要する情報がある場合には、その旨を応募書類に明示して下さい。

【事務局】（応募先・問い合わせ先）

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎

経済産業省北海道経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課 表彰担当

電話：011-709-2311（内線2635～6）

E-mail：hokkaido-energy@meti.go.jp

応募書類作成要領

応募にあたっては、下記の書類提出が必要です。

当局のウェブサイトアクセスしてダウンロードしてお使い下さい。

1. 応募申請書

- 平成26年度北国の省エネ・新エネ大賞に応募する際の応募申請書です。
- 申請書と応募テーマ名を記載し、自薦・他薦区分と応募部門に○印をつけて下さい。
- 組織であれば代表者印を、個人は本人印を押印して下さい。
- 他薦の場合は、推薦する者が申請者となります。

2. 応募内容説明書（組織用：様式1-1、個人用：様式2-1）

- 応募申請を正式に受理し、登録するための資料です。
- 異なる組織が共同して省エネルギーに取り組み、同一案件について複数の組織で申請する場合は複数の組織名を記入して下さい。
- 応募内容説明書の事業者等は、推薦される者の名称を記載して下さい。
- 応募案件毎に連絡先担当者を1名記載して下さい。他薦する場合は、原則、推薦する者の連絡先を記載願います。役職等にこだわらず、事務局の問い合わせ等に対する的確、迅速に対応可能な方を選出して下さい。
- 応募テーマ名については、応募に関する取り組みについて適切な名称を付け、記載して下さい。
- 概要説明は、次項の「活動内容詳細書」に記載した内容の中で、特に重要な点を抽出して簡潔にわかりやすくまとめて下さい。（取組内容を紹介する際に使用しますので、概要、特長を約300字程度にまとめて下さい。）
- 応募部門については、応募する部門1つに○印をつけて下さい。
- 「その他参考事項のうち、「①選考欠格事項」については、該当が無いことを明示して下さい。（虚偽の記載が判明した場合は、受賞を取り消すと共に、その旨を公表することがあります。）

3. 活動内容詳細書（組織：様式1-2、個人：様式2-2）

- 審査委員が審査を行うための資料です。
- 次の各評価ポイントを参考に、必要に応じて図表等を用いてできるだけわかりやすく8ページ以内で記載して下さい。

①寄与度及びその根拠：

省エネルギー対策又は新エネルギー利用等の取組によるエネルギー削減効果や新エネルギー導入量及び温室効果ガス削減効果が現れているか。

②先進性・独創性：

新たな視点に立った取組であるか、また、発想が斬新的で独創性に富んだものであるかどうか

③汎用性・波及性：

他の組織でも活用できる普遍的な取組であり、同業種のみならず、他業種であっても汎用できるものか、また、他の組織が当該取組を実施する経済性があるか

④継続性・持続性：

当該取組をこれまで長期間にわたり実施してきており、実効性があるか、また、今後、将来的にも当該取組が実施されるか

⑤地域貢献度：

どの程度地域における経済の活性化、省エネの推進、新エネの導入等に貢献しているか

- 全般的に過去の実績より、近年の取組であり、今後の普及可能性が高いものをより高く評価します。また、広域的な取組を高く評価します。
- 定量的な数値や客観性のある公表文書等があるものをより高く評価します。
- 応募後、応募内容に関する補足説明資料等の依頼をする場合がありますので、ご承知おき下さい。